令和７年（フ）第１５４３号
宮城県塩竈市今宮町４番13号
破産者　泉田　竜二（旧姓保坂）
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２５０号
仙台市泉区西中山１丁目９番15号　セルト中山102
破産者　深堀　忠彦
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第２３１６号
さいたま市桜区西堀７丁目15番２号
破産者　池　　信一
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第５７３号
さいたま市緑区宮本２丁目10番地17　レオネクストエスパシオ　205号室
破産者　飯島　康太
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第９１２号
神奈川県茅ヶ崎市南湖３丁目２番５号
破産者　平海　徳龍
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９７３号
横浜市旭区本村町４番地６　ジョイフルオークラNo.36　101号
破産者　原島　朝宏
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１４９号
神奈川県藤沢市石川１丁目24番地の５　エスポワールＡ203
破産者　浦田　道子
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１１１号
静岡市清水区緑が丘町18番43号　サンライズ緑ヶ丘101号
破産者　大熊　弘義
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第８１７号
静岡市駿河区丸子６丁目11番８号　フリーデＲ　201、開始決定時の住所静岡県富士宮市阿幸地町266番地１　グレイスヒロ105
破産者　渡辺　保幸
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１５号
静岡県焼津市三ケ名1717番地　アメニティコーポ中島Ｂ－101
破産者　櫻田　友哉
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３０４７号
愛知県江南市河野町五十間59番地　ケアハウスジョイフル江南６Ｆ１－３、開始決定時の住所愛知県春日井市小野町２丁目71番地　愛知県住宅供給公社松河戸住宅612号
破産者　中山　滋子
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第２４０号
愛知県豊橋市大岩町字火打坂22番地
破産者　稲垣　雄三
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第５９４号
大阪市中央区淡路町１丁目５番10号　ＧＳハイム船場1001号
破産者　權藤　剛司
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１２８号
兵庫県尼崎市西本町７丁目266番地、前住所兵庫県尼崎市玄番北之町26番地の１　1014号
破産者　河東商店こと　河東　成祉
1　決定年月日　令和８年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第３２６号
宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山三丁目６番28号、従前の住所宮城県多賀城市東田中２丁目30番５号
破産者　舩砥　芳雄
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４３５号
仙台市太白区袋原６丁目22番21号　グループホームふくろばら　かたくり、従前の住所仙台市太白区袋原６丁目９番33号　グループホームふくろばら　コスモス
破産者　佐藤　優子
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１２８号
横浜市南区吉野町１丁目２番地　ベイサイトコートヨコハマ1102
破産者　宇佐美　忍
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部